

コミュニティ・スクールのモデル事業の実施について

1 事業の目的

この事業は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 6 に規定する学校運営協議会の導入について検討するため、市内小学校の中からモデル校を指定し試行的な取組としてモデル事業を実施する。

2 モデル事業実施校

喜多方市立第一小学校・喜多方市立塩川小学校

3 学校運営協議会委員の構成

区 分	具 体 例
(1) 保護者	父母と教師の会会員など
(2) 地域住民	学校評議委員・民生児童委員など
(3) 学識経験者	学校教育経験者など
(4) その他教育委員会が必要と認める者	交通安全協会など

・委員は 15 名以内とする。

4 学校運営協議会の概要

裏面のとおりに記載されています。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

地域社会のつながりや支え合いの希薄化 (生産年齢)人口減少の進行
 子供たちの規範意識や社会性等の課題 児童虐待の増加 貧困問題の深刻化
 複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担 グローバル化の進展

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換していくことを目指して取組を推進していくことが必要です。

コミュニティ・スクールは「**地域とともにある学校づくり**」に有効なツールです

コミュニティ・スクールとは、「**学校運営協議会**」を設置している学校を指します。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】 H16制定

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**すること（必須）
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができること
- **教職員の任用に関して**、教育委員会に**意見を述べる**ことができること



※ **学校運営の責任者は校長**であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。